

会 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下「本協会」という。）定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員	5万円
賛助会員	5万円

(入会金の納期)

第3条 入会金は、本協会から入会承認の通知を受けた日から本協会が指定する期日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	10万円
賛助会員	5万円

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、本協会の指定する期日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の入会金、会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の入会金及び当該事業年度の会費は、第2条及び第4条の額と同額とする。

2 前項の会費の納入は、本協会から入会承認の通知を受けた日から本協会が指定する期日以内に納入しなければならない。

(入会金及び会費の返還)

第7条 既納の入会金及び会費は返還しない。

(入会金及び会費年額の使途)

第8条 本協会は、当該事業年度に受け入れた会員の入会金及び会費については、次の通り公益目的事業に充てるものとする。

正会員	50%以上
賛助会員	100%

(入会金及び会費の免除)

第9条 理事会は、次に該当する個人会員については、第2条及び第4条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

(1) 免除すべき相当の事由があると認める個人正会員又は個人賛助会員

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則（平成 24 年 6 月 21 日 総会決議）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成 27 年 6 月 18 日 総会決議）

改定 平成 27 年 6 月 18 日 平成 27 年 6 月 18 日から施行